

八戸国道出張所だよりVol. 89

特殊車両の取り締まりを実施しました

10月22日(木)、国道45号八戸市金浜大渡において特殊車両の取締を行いました。
※特殊車両とは、一定の大きさや重さを超える車です。



特殊車両が通行する際は、道路管理者に事前に申請し、許可を得なければなりません。許可を得ると、許可証が発行されるので、走行時携帯することが法律で定められています。

特殊車両の取り締まりは、特殊車両の走行により道路へのダメージなど悪影響を及ぼさないように、また違反車両を無くすために行っています。



今回の取り締まりの結果、違反車両はありませんでした。
いつも安全にご利用ありがとうございます。

道路を安全に保つ為、今後も実施する予定です。
特殊車両を運転される皆さまは、適切な道路利用をお願いいたします。

